

令和元年
第 12 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和元年 12 月 26 日（木） 午後 2 時 30 分～

2. 場 所 南九州市知覧文化会館

3. 出席委員（ 20 人）

会長	1 番	寶代 行廣			
会長職務代理	2 番	今市 範男			
委員	3 番	栗ヶ窪 和治	4 番	下之門 信洋	5 番 宮原 耕一
	6 番	東 鈴子	7 番	田中 司	8 番 君野 潤二
	9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男	11 番 菊永 多佳子
	12 番	宮原 俊郎	13 番	徳永 映子	14 番 松永 正美
	15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美	17 番 梶山 俊孝
	18 番	栢木 いさ子	19 番	大隣 初美	20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 0 人）

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 72 号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第 6 議案第 73 号 農地法第 5 条許可指令書の取消について
- 日程第 7 議案第 74 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第 8 議案第 75 号 農地の競売・公売参加適格証明願いに対する証明書交付決定について
- 日程第 9 議案第 76 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 10 議案第 77 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日程第 11 議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

○ 日程第 12 その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛下町 浩二

農政係長 蔵元 善兼 係員 中村 信介, 内 良一

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成, 西野 政則, 中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 30 分

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。

ただいまの出席人員は 20 名で、会議の定足数に達しております。これより令和元年第 12 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 103 頁を御覧いただきたいと思えます。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等

発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、6番 東委員、7番 田中委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日12月26日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画並びに農地法第18条第6項及び議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

3ページからになります。

まず始めに農地法第18条第6項による通知事案ですが、5件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇さん他の申し入れです。貸人主導によるもの5件となっております。

地目の内訳は畑の22筆の66,379㎡で、地域別では颯娃が5件です。

次に農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は13件の合意解約がなされました。賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇他の12件の申し入れです。

解約の主導は、貸人主導によるもの12件、借人主導によるもの2件となっております。

地目の内訳は、田が1筆の1,077㎡、畑が17筆の22,842㎡、地域別では颯娃4件、知覧5件、川辺5件となっております。

以上で、説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は9頁から13頁で、今回は、新規認定1件、再認定18件であります。

一覧表は10頁、新規認定個別表は、11頁になります。

整理番号1、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。家族〇〇人で、茶3畝、焼酎用甘しょ11畝、キャベツ2畝の経営を行っていますが、今後は、甘しょ、キャベツ等の規模拡大より経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋や労働力の確保を図るとともに、補助事業等や制度資金を活用し農業機械の更新を行う考えです。

なお、再認定18件の個別表は、資料の12頁からになりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第72号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。資料は15頁からです。はじめに、枕崎市〇〇〇〇番地、農事組合法人〇〇〇〇さんの案件です。

法人の事業内容としましては、〇〇の一貫生産で、会社設立は昭和〇〇年〇〇月、構成員は〇〇人となっています。資本金の額は〇〇万円で、経営面積が〇〇㎡になります。

農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務

執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、農事組合法人です。

「構成員要件」については出資者〇〇人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。

「事業要件」については、〇〇の一貫生産等が主な事業となっております。

「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。

次に、指宿市〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇さんの案件です。

法人の事業内容としましては、農産物の生産・加工・販売等で、会社設立は平成〇〇年〇〇月、構成員は〇〇人となっております。資本金の額は〇〇万円で、経営面積が〇〇㎡になります。

農地所有適格法人は、さきほどと同様、4つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、株式会社です。

「構成員要件」については出資者〇〇人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。

「事業要件」については、〇〇の生産・加工・販売等が主な事業となっております。

「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。

以上、両法人とも、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第72号に係る案件については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって議案第72号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第6 議案第73号 農地法第5条許可指令書の取消についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第5条許可指令書の取消について説明いたします。
 平成30年9月27日付けで許可指令を交付したもので、転用目的は貸駐車場
 場で〇〇〇及び〇〇〇へ駐車場を貸し出すとのことでありましたが、譲受人
 の一人が体調不良になり、事業の遂行を取りやめるため、許可を取消すもの
 であります。
 以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
 議案第73号農地法第5条許可指令書の取消について申請どおり取消を
 許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第73号に係る案件については、申請ど
 おり取消を許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第7議案第74号農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定に
 ついてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。梶山委員お願
 いたします。

梶山委員 審議番号1番です。
 申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
 申請地は、穎娃町〇〇〇〇番地〇の一部で、畑の863㎡のうち499㎡で、
 〇〇自治会に位置します。
 申請人は、申請地に一般住宅を建築しようとするもので、農用地区域から
 除外をするものです。
 代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのこ
 とです。
 現地の状況を見て、除外はやむを得ないと判断しました。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

- 農地係長 補足説明いたします。
内容については、現地調査員から報告があったとおりでございます。
申請地は、農用地区域の外周部に隣接しており、農地の集団化が図られ効率的な作業の実施が見込まれることから今回の除外については特に問題はないと思われます。
なお、5条転用申請は今月提出されております。
補足説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。
- 議 長 質問、御意見はございませんか。
- 吉崎委員 排水対策は、どのような形になっておりますか。
- 農地係長 北側に道路がありまして、そちらに合併浄化槽で側溝に流すということで書類は頂いております。
- 吉崎委員 現状のままで建築すると、道路より住宅の方が1メートルくらい低いんですよね。どうやって排水対策ができるんでしょうか。
- 農地係長 道路の高さまで客土で調整して、勾配をつけて排水すると思ひます。
- 議 長 他にございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第74号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第74号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。
- 議 長 日程第8 議案第75号 農地の競売・公売参加適格証明願ひに対する証明書交付

決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長

それでは、農地の競売参加適格証明願に対する証明書の交付決定について説明いたします。

申請物件は、鹿児島地方裁判所からの農地の競売で、穎娃町〇〇〇〇番〇、2,271 m²の畑です。

今回の申し出につきまして、農地法第3条の許可基準に基づき申出者の経営面積、農業従事者数等について審査しましたが、議案資料 32 頁の「申請人の状況」欄にありますようにいずれの要件も満たしている適格者であることを確認しましたので報告いたします。

なお後日、鹿児島地方裁判所より買い受け申し出人として定められた場合は、会長判断で処理されることとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第75号 農地の競売・公売参加適格証明願に対する証明書交付決定については、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって議案第75号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長

次に、日程第9 議案第76号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可について御説明申し上げます。

34 頁からになります。今回の申請は、所有権移転9件になります。

所有権移転について、譲渡人は愛知県〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。

内訳は、田が4筆で1,948 m²、畑が13筆で13,948 m²となっています。

理由は、1番が知人、6番が親戚から受贈、2番が相手方の要望、3番が教育実習農場、4番・5番・7番・8番・9番が規模拡大による取得となっております。

土地の取引価格につきましては、田が10aあたり、90,000円で、畑が132,000円から600,000円で売買される予定です。

地域別では、穎娃3件、知覧2件、川辺4件でございます。

また、法第3条第2項各号の判断については、36～40 ㊦の調査書及び41 ㊦の営農計画書のとおりでございます。

以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第76号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第76号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第10 議案第77号 農地法第5条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から、所有権移転4件の御報告をお願いします。まず、菊永委員をお願いします。

菊永委員 審議番号1番です。
譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑の653㎡で、〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、妻の実家に借家住まいで、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

なお、面積が 500 m²を超過していますが、南側ののり面部控除面積（172 m²）を求積した図面が添付されています。

審議番号 2 番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇〇、畑の 516 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇業を営んでおり、工場施設を増築することにより駐車スペースが無くなることから、申請地を譲り受けて、駐車場を確保しようとするものです。

なお、申請地の一部はすでに砂利を敷き整形されており、始末書が添付されています。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、榎木委員お願いします。

榎木委員 審議番号 3 番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 他 1 筆、畑の 350 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。以上で報告を終わります。

議 長 次に、宮原俊郎委員お願いします。

宮原俊郎委員 審議番号 4 番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、大阪府〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、畑の 362 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、実家に借家住まいで手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

- 農地係長 補足説明いたします。
5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。
審議番号1番から4番です。
立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。
なお、代替地の検討をしましたが他に適地が見つからなかったとのことです。
関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。
また、2番については、委員より「畑に砂利を敷きならしているが、転用申請が出ているのか、どうすれば良いか。」の相談があり、農地パトロールの一環として、委員より指導をしてもらい、工事を中断し転用申請に至ったところであり、無断転用を回避できたところでもあります。
以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第77号 農地法第5条申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
よって議案第77号に係る案件については、申請どおり許可することに決定しました。
- 議 長 次に、日程第11 議案第78号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。
- 農地係長 58分からになります。

「所有権移転」についてですが、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、賃借人は指宿市の〇〇〇〇さん 他3件の申し入れです。

地目の内訳は畑が 23 筆の 23,295 m²であります。

申請農地の取引価格については10a当り、畑の 190,000 円～590,000 円で売買される予定です。地域別では、穎娃3件、川辺1件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります、61 筆からになります。

利用権を設定する者は、福岡県の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他 191 件になります。

設定面積は、田が7筆で 8,283 m²、畑が 258 筆で 288,449 m²の合計 265 筆の 296,732 m²になります。地域別では、穎娃 147 件、知覧 31 件、川辺 13 件、合計 191 件となっております。

次に、「貸借利用権」の転貸であります、87 筆からになります。

利用権を転貸する者は、〇〇〇〇、転貸を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんになります。

設定面積は畑が 1 筆で 415 m²、地域別では川辺地域1件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります、89 筆からになります。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他 23 件になります。

設定面積は、田が 21 筆の 17,732 m²、畑 111 筆の 164,459 m²で合計筆、182,191 m²になります。

地域別では、穎娃 1 件、知覧 12 件、川辺 11 件、合計 24 件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号 151 番については宮原俊郎委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る

案件の内，所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の内，番号 151 番を除く 190 件の案件，賃借利用権の転貸並びに使用貸借利用権設定の全案件について，申請どおり適当意見とすることに，御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって，議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内，所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の内，番号 151 番を除く 190 件の案件，賃借利用権の転貸並びに使用貸借利用権設定の全案件について，申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き，議案第 78 号のうち，議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは，宮原俊郎委員の退室を求めます。

(宮原俊郎 委員 退室)

議長 これより，質疑を行います。質問，御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので，採決いたします。

議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内，議事参与の制限に該当する，賃貸借利用権設定の番号 151 番については，申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって，議案第 78 号の内，議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。宮原俊郎委員の入室を許可いたします。

(宮原俊郎委員 入室)

議長 宮原俊郎委員に報告いたします。議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち，議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。また、農業委員等改選の関係で2月の総会は農業委員・推進委員の両方とも出席いただくことと、1月1日付け人事異動で農地係に1名配置されることになったことの報告。)

事務局長 皆様方の机の上に1枚紙が置いてあります。10月の農業委員会総会におきまして、3名の皆様から質問がありましたのでその回答をまとめてきました。

まず、1番目、畑かん地区内の荒茶園を抜根して普通畑にしたいが、何か良い方法はないかについては、耕作放棄地を認定農業者等が解消して貸借若しくは売買により耕作する場合、市単独の遊休農地活用条件整備事業により、30,000円/10aの補助金が出ます。

また、茶園を抜根して他作物を栽培する場合、国庫の茶改植等支援事業により50,000円/10aの補助金が出ます。ただし、茶業振興会員(所有者、耕作者どちらでも良い。)でないと該当しません。

長年、耕作放棄地となっている茶園は該当しませんが、例えば去年は生葉を摘採したが、今年は摘採していない茶園は該当するとのこと。事業の申請は来年2月までで現在募集中とのこと。

荒茶園を抜根して普通畑にしても、水利用負担金は13,000円で変わりません。畑かん区域に農地を持っていない人でも、面積要件をクリアすれば購入(名義変更)はできます。同幹線内で面積が同程度であれば、茶園を普通畑にして普通畑に茶を新植することはできます。

2番目ですが、中間管理事業で個別契約するのに何か条件があるのか。また、契約中に売買することはできるのか。ということですが、農振地域内であれば契約は可能です。しかしながら、遊休農地や農地として利用することが困難な農地は契約できません。遊休農地であっても、再生利用が確実な場合で、耕作者への貸し付けができる場合には契約できます。

契約できる農地は、相続人等を含め、登記名義人が明らかでないといけません。借りて耕作する人は、認定農業者等に限らず農業者であれば誰でもいいです。

契約できるのは基本的には耕作者が決まっている農地ですが、耕作者が決まっていない農地は、所有者からの貸出しの希望申出書は提出できますが、耕作者が見つからないと契約はできません。

契約期間は、耕作者が長期間耕作できるよう基本的には10年以上となっていますが、所有者が短い期間を希望した場合には考慮されます。

また、契約期間中に農地を売買したい場合、合意解約をすれば売買することは可能です。

本日は、中間管理事業の研修会を予定していますので、質問がある場合はして頂ければと思います。

3番目に農地の転貸（又貸し）への対応（借地料等）を農委としてどう考えているのか。ということですが、「農地を貸しているが、転貸（又貸し）により現在誰が耕作しているのかわからず、小作料ももらっていない。」と事務局によく相談があります。

実際のところ、当初借りていた人が別の人に又貸しをして小作料を受け取っているにも関わらず、地主に支払っていないケースも多々あると思っています。正直言って農業委員会においては、転貸（又貸し）になっている場合、耕作者の追求把握は困難であります。

今のところ、相談者に対しては農業委員会を通じての賃貸借契約の有無を問わず、当初の耕作者に対して連絡を取り、誰に又貸ししたのか確認するように伝えています。

相談者が本市にいない場合には、事務局において現在耕作者の追求も行っ
てはいます。どうしても耕作者がわからない場合には、農地に所有者の連絡先を記載した立て札を立てて、耕作者からの連絡を待つようにも指導しています。

また、耕作者が判明した場合において、賃貸借契約をしていない場合には農業委員会を通じての賃貸借契約をするように、既に賃貸借契約をしている場合には現契約を合意解約して新しい耕作者と賃貸借契約をするように指導しています。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

今市委員 利用権設定のことですが、事務局に言ったところ、名義が変わっていないと言われました。代表相続人という形で言いましたが、税務課に問い合わせたところ、その方は代表になっていないので利用権設定はできないと言われました。代表の相続人はどうしたらわかるのでしょうか。

事務局長 死亡者名義の分を借りて契約したいということですよ。通常調べるときは税務課で確認して、その方が納税管理人で市内に居住していればその方と契約します。農業委員会の基盤強化で賃貸借契約をするのであれば、相続人のだれかであれば、別段、その方が代表相続人でなくても、その方の印鑑があれば貸し借りはできます。

今市委員 今まではそういう形でできていましたが、やかましくなってそれはできないと言われました。固定資産税はその人が払っていますけど、代表相続人でないと利用権設定ができないので相対でして下さいと言われました。

事務局長 その意味がよくわかりませんので、確認して次回、また報告します。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて令和元年第12回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時35分